

民間建築物等修景助成事業補助金交付要綱

都景 85号
令和 6年 8月 16日

（目的）

第1条 この補助金は、民間建築物等修景助成事業について、歴史資源と調和した街並み形成を促進し、魅力的な景観を実現することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市景観形成地区 福岡市都市景観条例第12条第1項に基づき指定されたものをいう。
- (2) 建築物等 建築物及び工作物。
- (3) 修景 建築物等の新築、増築、改築、大規模な修繕、大規模な模様替え又は色彩の変更等を行う際に、当該建築物等を歴史的な外観とする工事。
- (4) 広告物の適正化 既存不適格広告物の除却、改善。
- (5) 補助対象者 建築物等の所有者又は権原に基づく占有者で、当該建築物等の修景又は広告物の適正化を行う者をいう。

（補助金の交付対象地区）

第3条 この要綱における補助金の交付対象地区は、筥崎宮地区都市景観形成地区をいう。

（補助金の交付対象者）

第4条 市長は、次の各号のすべての要件を備えた者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

- (1) 第3条で定めた区域内で第2条に定める修景又は広告物の適正化を行うこと。
- (2) 本市の市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助金の交付対象費用）

第5条 補助金の交付対象となる費用は、次に掲げる費用及び、それに対する設計等に要する費用とする。但し、筥崎宮地区都市景観形成地区で定める景観形成基準を満たす修景等を対象とする。

(1) 修景費

次のアからエのいずれかに該当する修景費のうち道路、公園等の公共空間から通常見える建築物等の外観（構造体を含まない）を修景した場合の工事費から通常要する工事費を差し引いた費用。

ア 建築物等修景費

建築物等の外観を福岡市景観計画に定める歴史・伝統ゾーンの基準より歴史的な景観形成に資する工事費

イ 建築設備等修景費

建築物等の屋外に露出し景観を阻害している給排水設備、空調設備、電気設備等の隠蔽又は改善に係る工事費

ウ 外構修景費

門、塀、さく、街灯等の外構を福岡市景観計画に定める歴史・伝統ゾーンの基準より歴史的な景観形成に資する工事費

エ 色彩等修景費

周辺地域と著しく不調和な色彩の建築物等の外観における色彩等の変更に係る工事費

(2) 広告物修景費

都市景観形成地区指定前より設置されており、地区指定によって既存不適格となった広告物の除却、又は各区域内において定められている景観形成のための基準を満たす広告物への改善に関わる費用

2 前項に掲げる費用の他、歴史的な景観形成のため必要であると市長が認めるものの費用を補助の対象とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内で、別表1のとおりとする。

2 補助金の額の算定根拠となる、補助金の対象事業費については、消費税額を控除した額とする。

（修景の内容の協議）

第7条 補助対象者は、あらかじめ修景について市長と必要な協議を行い、その内容について助言又は指導を受けなければならない。

（補助金の交付申請）

第8条 補助対象者は、助成の対象となる行為に係る契約の締結までに、次に掲げる書類を添付した民間建築物等修景助成事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に申請しなければならない。

- (1) 事業の内容が把握できる書類
- (2) 事業費内訳、図面
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかに補助金の交付の可否を審査し、交付を決定したときは、民間建築物等修景助成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定した場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要がある

と認めるときは、これに条件を付することができる。

（申請事項の変更交付申請）

第 10 条 前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、申請書に記載した事項及び添付書類の内容を変更しようとするときは、民間建築物等修景助成事業補助金交付変更承認申請書（様式第 3 号）を市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに変更の内容を審査し、変更を承認したときは、民間建築物等修景助成事業補助金交付変更承認書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 11 条 補助対象者は、民間建築物等修景助成事業の中止などにより申請の取下げをしようとするときは、民間建築物等修景助成事業補助金交付申請取下届（様式第 5 号）により市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第 12 条 補助対象者は、補助金の交付決定を受けた民間建築物等修景助成事業が完了したときは、速やかに、かつ、当該年度中に次に掲げる書類を添付した民間建築物等修景助成事業補助金実績報告書（様式第 6 号）を市長に提出するものとする。

- (1) 実施内容の把握できる書類
- (2) 完了事業費内訳書
- (3) 完成写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 13 条 市長は、前条の規定による報告を受け、補助金を交付することを適正と認めたときは、補助金の額を決定し、民間建築物等修景助成事業補助金の額の確定通知書（様式第 7 号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 14 条 補助対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、民間建築物等修景助成事業補助金交付請求書（様式第 8 号）により、市長に補助金の交付を請求することができる。

（補助金の交付）

第 15 条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し等）

第 16 条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。

- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は市長の命令若しくは指示に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 第4条第2項各号のいずれかに該当するとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてこれを返還させるものとする。

(補助金対象者の責務)

- 第18条** 補助対象者は、この要綱及び法令等の規定を誠実に守り、整備計画の目標の達成に協力することとし、良好なまちづくりの推進に努めなければならない。
- 2 補助対象者は、事業を行うにあたり、地域の特性及び近隣の住環境等に配慮することにより、健全で快適な都市環境等と保全・育成するために、自らの責任と負担において、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 補助対象者は、この要綱に基づく補助を受けて整備した施設等について、保全の措置を講じ、継続して良好なまちづくりに寄与しなければならない。
 - 4 前項の規定は、この要綱に基づく補助を受けて整備した施設等を、事業者が第三者に賃貸又は譲渡した場合においても準用する。

(帳簿、関係書類等の整理保管)

- 第19条** 補助対象者は、事業に係る収入・支出に関する帳簿、その他事業の実施の経過を明らかにするための関係書類を作成し、当該事業の属する会計年度の終了後5年間、整理保管しなければならない。
- 2 前項に掲げる事項がすべて電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識できない方法をいう。）により記録がなされ、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって第1項の帳簿に代えることができる。

(情報公開)

- 第20条** 補助対象者は、市に対して情報公開請求があった場合において、保有する情報の公開に関し必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 2 市は、補助対象者に関する文書について公開請求があった場合において、当該公開請求に係る文書を保有していないときは、当該出資法人等に対し、当該文書を提出するよう求めることができる。
 - 3 補助対象者と市は、前項の規定による文書の提出及び当該文書の公開決定等を円滑かつ適正に行うため、その提出を求める文書の範囲その他必要な事項について定める協定を締結しなければならない。

(その他)

- 第21条** 補助金の交付に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）の定めるところによる。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年8月16日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表 1（第 5 条関係）

区分	補助対象	補助率	限度額
修 景	建築物等の修景	1/2 以内	300万円
設計費等	測量、調査及び設計・監理に要する費用	1/2 以内	75万円
広告物の適正化	既存不適格広告物の除却、改善に要する費用	1/2 以内	100万円
その他市長が必要 と認める経費 (但し、修景に対し 加算する)	特にその建築物等の規模が大きく、著しく修景に要する費用が見込まれるもので、敷地面積が300㎡以上、かつ、建物の階数が4階以上の建築物等とする。	1/2 以内	200万円